【2. 保護者等の収入の状況について】(該当する口にレ印を付けてください。) (1) 生活促講法(収和25年法律第144号)第26条の担宅による生業集団(真築学校築館学费)を受給していることが会かる証明													
(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。													
□ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書													
(2) 🇷	(2)次の者の課税証明書等を提出します。												
1	① □ 親権者(両親)2名分 												
2		親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、											
		・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等											
3		未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。											
4		生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等											
5		生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等											
(3) 🖔	3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。												
口 (4) 誹	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 (4)課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。((3)の場合は、記載不要です。)												
									氏名		生徒との続柄		
\•\(\(\)	(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。												
<u>*(</u>	2) 及 【	ζŰ(3)	に該当する	場合	は、下記内容	を催	認の上、口	こレ点を付け	てくたさい	, ,			
	□ 私の世帯は、平成29年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。												
【3. 扶養親族等の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。) ※当該世帯に平成29年7月1日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。また、「給付金の申請の有無」、「課程」の欄にもチェックをしてください。対象となる高校生等のみの場合には、記入する必要はありません。また、世帯が別で、扶養されていない兄弟姉妹についても、記入する必要はありません。													
		続柄	氏 名	, 1	生年月日(年齢	齢)	職業(学生 学校名及)		給付 申請の		課程	備考	
月 兄									□有	□無	□通信制 □通信制以外		
									□有	□無	□通信制 □通信制以外		
妹の	ŧ								□有	□無	□通信制 □通信制以外		
状	: [□有	□無	□通信制 □通信制以外		
況 									□有	□無	□通信制 □通信制以外		
						1			 □有	□無	□通信制		

※「続柄」欄は、対象となる高校生等を基準としてください。